

改正後	改正前						
○中間検査（特定工程等）の指定 西宮市長 石 井 登 志 郎 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第二号及び第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。 1 中間検査を行う区域 西宮市全域。ただし、建築物の敷地が他市にわたるときは、敷地の過半が西宮市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。 2 中間検査を行う建築物 新築、増築又は改築に係る部分が木造（枠組壁工法及び丸太組工法を含む。以下同じ。）、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらを併用する建築物で、次のいずれかに該当するもの。 (7) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（以下「住宅等」という。）又は住宅等で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、地階を除く階数が 2 以上のもの (4) 法別表第 1（い）欄（1）項から（4）項に掲げる用途に供する建築物で地階を除く階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 5 0 0 m²以上のもの（共同住宅又は寄宿舎を除く）	○中間検査（特定工程等）の指定 西宮市長 今村 岳司 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項第二号及び第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。 1 中間検査を行う区域 西宮市全域。この場合において、建築物の敷地が他市にわたるときは、敷地の過半が西宮市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。 2 中間検査を行う期間 平成 29 年 6 月 20 日から 5 年間 3 中間検査を行う建築物の規模、構造及び用途 (1) 木造建築物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 3 節の適用を受ける建築物及び枠組壁工法を用いた建築物に限る。以下この号において同じ。）又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が 3 以上の住宅、住宅で事務所・店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、長屋及び共同住宅（以下、「住宅等」という。） (2) 木造建築物（令第 3 章第 3 節の適用を受ける建築物に限る。以下この号において同じ。）又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が 2 の住宅等 (3) 次の表 1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で（ろ）欄に掲げる規模のいずれかに該当する建築物 表 1 <table><tr><th colspan="2">（い）用 途</th><th>（ろ）規模等</th></tr><tr><td>（一）</td><td>劇場、映画館又は演芸場</td><td> ・当該用途部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの ・避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m²以上のもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・主階が 1 階以外にあるもの </td></tr></table>	（い）用 途		（ろ）規模等	（一）	劇場、映画館又は演芸場	・当該用途部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの ・避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m²以上のもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・主階が 1 階以外にあるもの
（い）用 途		（ろ）規模等					
（一）	劇場、映画館又は演芸場	・当該用途部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの ・避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m²以上のもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・主階が 1 階以外にあるもの					

(二)	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	・当該用途部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの ・避難階を除く階の当該用途の客席部分の床面積の合計が 200 m²以上のもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(三)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、旅館、ホテル、老人ホーム又は児童福祉施設等	・当該用途部分の床面積の合計が 300 m²を超えるもの ・2 階の当該用途部分の床面積の合計が 300 m²以上のもの（避難階が 2 階の場合を除く） ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(四)	共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る）又は寄宿舍（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る）	・2 階の当該用途部分の床面積の合計が 300 m²以上のもの（避難階が 2 階の場合を除く） ・避難階を除く地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(五)	下宿、共同住宅（サービス付高齢者向け住宅を除く）又は寄宿舍（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除く）	・6 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(六)	学校	・当該用途部分の床面積の合計が 2000 m²を超えるもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(七)	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場（学校に付属するものを除く）	・当該用途部分の床面積の合計が 2000 m²を超えるもの ・避難階を除く階の当該用途部分の床面積の合計が 2000 m²以上のもの ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部

		分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの
(八)	百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合※、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・当該用途部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの(ただし、待合については 3000 m²以上のもの) ・2 階の当該用途部分の床面積の合計が 500 m²以上のもの(避難階が 2 階の場合を除く) ・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの
(九)	事務所その他これに類するもの	・地階若しくは 3 階以上の階の当該用途部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの(階数が 5 以上で、延べ床面積が 1000 m²を超える建築物に限る。)

※ 待合の用途に該当する部分のうち避難階を除く

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める特定工程(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)) 第 11 条で定める特定工程を除く。)及び特定工程後の工程(令第 12 条で定める特定工程後の工程を除く。)とする。なお、同表の左欄に掲げる区分を 2 種類以上、併せる建築物については、当該区分の特定工程のいずれか早いものとする。

建築物 の区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に 関する工程		建方工事に 関する工程	
	特定工 程	特定工 程後の工程	特定工 程	特定工 程後の工程
前項に 掲げる 建築物 のうち、 構造が木 造のもの	基礎の 配筋工 事の工 程 (地階 を除く 階数が 2 の建	基礎の 配筋を 覆うコ ンクリ ートの 打設工 事の工 程	土台、柱、 はり及び 筋かい (この表 において 「木造の 軸組」と いう。)を	木造の軸 組を覆う 床、壁又 は天井を 設ける工 事の工程 (桝組壁 工法の場合

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表 2 の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める特定工程(令第 11 条で定める特定工程を除く。)及び特定工程後の工程(令第 12 条で定める特定工程後の工程を除く。)とする。なお、同表の左欄に掲げる区分を 2 種類以上を併せる建築物については、当該区分の特定工程のいずれか早いものとする。

表 2

建築物 の区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に 関する工程		建方工事に 関する工程	
	特定工 程	特定工 程後の 工程	特定工 程	特定工 程後の 工程
前項第 1 号に 掲げる 木造建 築物	基礎(杭 基礎を 除く。以 下この 表にお いて同 じ。)の 配筋工	基礎の 配筋を 覆うコ ンクリ ートの 打設工 事の工 程	土台、柱、 はり及び 筋かい (この表 において 「木造の 軸組」と いう。)を	木造の軸 組を覆う 床、壁又 は天井を 設ける工 事の工程 (桝組壁 工法の場合

	建築物を除く)	(地階を除く階数が2の建築物を除く)	金物等により接合する工事の工程 (桝組壁工法及び丸太組工法の場合にあつては、耐力壁を設置する工事の工程)	合にあつては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程、丸太組工法の場合にあつては壁の外装又は内装を設ける工事の工程)		事の工程		金物等により接合する工事の工程 (桝組壁工法の場合にあつては、壁を設置する工事の工程)	合にあつては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
前項に掲げる建築物のうち、構造が鉄骨造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事の工程	2階の床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、壁の外装工事又は内装工事の工程	前項第2号に掲げる木造建築物			木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
前項に掲げる建築物のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床又はこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	前項第3号に掲げる建築物のうち、構造が鉄骨造のもの	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事の工程	2階の床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、壁の外装工事又は内装工事の工程
前項に掲げる建築物のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床又はこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	前項第3号に掲げる建築物のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリ	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

一ト造 のもの				
------------	--	--	--	--

4 適用除外

市長が別に定める建築物については、適用しない。

付 則

- (1) 本指定に係る特定工程及び特定工程後の工程は令和4年6月20日から適用する。
- (2) 3の指定は、前号に規定する日に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項の国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- (3) 第1号に規定する日より前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物で、同日以降に計画変更の申請がなされ、新たに中間検査の対象となるものについては、適用しない。ただし、計画変更の確認済証が交付された時点で工事に着手していないものについては、この限りでない。
- (4) 平成29年西宮市告示甲第173号は、令和4年6月19日をもって廃止する。ただし、第1号

5 適用

- (1) 4の指定は、2に規定する期間内に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項の国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物で、2に規定する期間内に4に規定する基礎工事に関する工程又は建方工事に関する工程を完了するものについて適用する。
- (2) 2に定める期間前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物で、2に定める期間内に計画変更の申請がなされ、新たに中間検査の対象となるものについては、適用しない。ただし、計画変更の確認済証が交付された時点で工事に着手していないものについては、この限りでない。

6 適用除外

次の各号に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物で、木造の部分が置き屋根や階段等局所的な部分でその他の部分が木造以外のもの
- (2) 市長が別に定める建築物

付 則

1. 平成24年西宮市告示甲第83号は、廃止する。ただし、この告示施行前に平成24年西宮市告示甲第83号で特定工程及び特定工程後の工程を指定されていた建築物については従前の例による。

に規定する日より前に平成 29 年西宮市告示甲第 1 7 3 号で特定工程及び特定工程後の工程を指定されていた建築物については従前の例による。

○特定工程(中間検査)の適用除外について

(令和 4 年 3 月 2 2 日)

西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課

西宮市告示甲第 1 2 0 5 号(令和 4 年 3 月 2 2 日)において告示した中間検査(特定工程等)の指定のうち、適用除外として、市長が別に定める建築物は次に掲げるものとする。

1. 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの(法第 68 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む)
2. 中間検査対象建築物のうち、建築基準法施行令第 36 条の 4 の構造方法により構造が別の建築物とみなされ、かつ、申請部分だけでは中間検査の対象でないもの
3. 建築物の申請部分が 50 平方メートル以下の建築物の部分(新築及び改築を除く)
4. 法第 85 条第 5 項又は第 6 項に規定する仮設建築物
5. 法第 18 条第 2 項に基づき建築主事に通知されるもの
6. 工区が多い場合、最初の工区以外で、建築主事等(国土交通大臣等の指定を受けた者を含む)が中間検査を必要としないと認めた工区
7. 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

○特定工程(中間検査)の適用除外について

(平成 2 9 年 4 月 7 日)

西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課

西宮市告示甲第 1 7 3 号(平成 2 9 年 4 月 7 日)において告示した特定工程及び特定工程後の工程の指定のうち、適用除外(2)の、その他市長が別に定める建築物は次に掲げる建築物とする。

1. 建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
2. 中間検査対象建築物のうち、建築基準法施行令第 36 条の 4 の構造方法により構造が別の建築物とみなされ、かつ、申請部分だけでは中間検査の対象でないもの
3. 大規模の修繕又は大規模の模様替の建築物若しくはその部分
4. 建築基準法第 6 条第 1 項の申請が移転による建築物若しくはその部分
5. 建築物の申請部分が 50 平方メートル以下の建築物の部分(新築、移転を除く)
6. 建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物
7. 高さが 60m を超えるもの
8. 建築基準法第 18 条第 2 項に基づき建築主事に通知されるもの
9. 工区が多い場合、最初の工区とその他建築主事等(国土交通大臣等の指定を受けた者を含む)が必要と認める工区以外の工区
10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物